

国民健康保険

安心して病院などにかかれるよう、すべての方が医療保険に加入することとなっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護受給者以外は、国民健康保険の被保険者になります。

問い合わせ

■保険税について 税務課 内線119

■保険証や給付資格について 保険医療課 内線154



同一世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は、保険税の納税義務者は加入者本人ではなく世帯主です。そのため、納税通知書などは全て世帯主あてに送付します。

保険税は
世帯主課税です

国民健康保険税の計算方法

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳の 被保険者がいる場合)
所得割 A	(総所得－33万円) ×5.1%	(総所得－33万円) ×2.1%	(総所得－33万円) ×1.25%
均等割 B	被保険者の人数 ×26,700円	被保険者の人数 ×3,900円	被保険者の人数 ×7,900円
平等割 C	27,900円	9,300円	6,000円
合計	A + B + C (最大58万円)	A + B + C (最大19万円)	A + B + C (最大16万円)
年税額	医療分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分		

※医療分の賦課限度額を54万円から国が示す58万円に改正

※総所得には譲渡所得(特別控除後)も含む

※税額は、中途加入した場合は加入月から、中途脱退した場合(ほかの健康保険に加入、ほかの市町村へ転出など)は脱退した月の前月までの月割支払い

国民健康保険税の
軽減・減免制度

■軽減制度

世帯主と加入者の前年の総所得金額等の合計が下表の判定基準額以下の場合には軽減が受けられます。軽減を受けるには住民税の申告が必要です(扶養控除を受けている方、課税資料が役場に届いている方は除く)。

軽減の判定基準金額が変わりました

7割軽減	33万円(変更なし)
5割軽減	33万円＋28万円×(被保険者数＋旧国保被保険者数※)
2割軽減	33万円＋51万円×(被保険者数＋旧国保被保険者数※)

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の数

■減免制度

次の①～④の事項に該当する場合、減免が受けられることがあります。なお、納期限の7日前までに申請手続きをする必要があります。

- ①生活保護を受けることになった
- ②災害により被害を受けた
- ③継続して6か月以上の入院療養が必要となった
- ④失業、事業の廃止などにより著しく所得の減収が見込まれることになった

※③、④は一定の所得基準あり

また、65歳未満であり倒産や解雇など自ら望まない理由で離職した方は、離職日の翌日が属する年度から翌年度末までの間は、前年の総所得金額等のうち給与所得を7割軽減して国民健康保険税を計算します。

申請手続きには、雇用保険受給資格者証と印鑑が必要です。



国民健康保険
高額療養費の申請で
領収書の提示が
不要になりました

平成31年3月診療分以降の申請は、申請者の利便性を考慮して医療機関等の領収書の提示を不要とし、申請書に一部負担金を支払ったことを記載していたかどうかとなりました。案内はがきが届いたら、保険医療課で申請してください。

●持ち物

案内はがき、国民健康保険被保険者証、認印、振込先の通帳又はキャッシュカード、マイナンバーがわかるもの

※平成31年2月診療分以前の申請は、領収書の提示が必要です。

●問い合わせ

保険医療課
内線155

納付方法

■口座振替で

納付は原則、口座振替でお願いします。申請が必要のため、通帳および通帳の届出印を持って、役場税務課または金融機関で手続きしてください。

■個人納付(普通徴収)

納期限		期別	納期限
第1期	7月31日(水)	第1期	7月31日(水)
第2期	9月2日(月)	第2期	9月2日(月)
第3期	9月30日(月)	第3期	9月30日(月)
第4期	10月31日(木)	第4期	10月31日(木)
第5期	12月2日(月)	第5期	12月2日(月)
第6期	12月25日(水)	第6期	12月25日(水)
第7期	令和2年 1月31日(金)	第7期	1月31日(金)
第8期	3月2日(月)	第8期	3月2日(月)

口座振替の手続きをしていない方は、7月中旬に送付する納付書で納付してください。

■年金からの天引き

(特別徴収)

次のすべてに該当する場合は、年金から天引きされます。

・世帯主が国民健康保険加入者

入者

・世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満

・世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者

・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国民健康保険料の合算額が1回あたりの年金受給額の2

分の1を超えない方

■介護保険料の納付

国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方は、介護保険分も医療分と一緒に納付します。65歳以上の方は、知多北部広域連合から届く納付書で納付してください。

※詳しくはP15参照

登録しませんか 避難行動要支援者 名簿

災害発生時に避難の支援を必要とする方を事前に把握し、避難誘導、安否確認、避難所などでの生活支援を迅速かつ的確に行うため、「避難行動要支援者名簿」を整備しています。作成した名簿は、民生委員をはじめとした避難支援等関係者に情報提供します。対象となる方で、名簿への登録を希

望する方は問い合わせ先へ。

※災害発生時に必ず支援がなされることを保証するものではありません。

●対象

災害発生時に自力で避難することが困難で、次のいずれかの要件に該当する方(社会福祉施設等に入所または入院している方は除く)

- ①要介護3から5までの方
- ②要介護1又は要介護2で、ひとり暮らし又は同居の家族が65歳以上の方
- ③身体障害者手帳1級又は2級の方(心臓・じん臓機能障害のみで該当する方は除く)
- ④精神障害者保健福祉手帳1級又は2級で、ひとり

暮らしの方

⑤療育手帳A判定の方

⑥難病疾患があり、歩行が困難な方

⑦75歳以上でひとり暮らしの方又は75歳以上のみの世帯の方

⑧75歳以上で日中ひとり暮らしの方

⑨その他支援が必要と認められる方

●登録申請書の送付

対象①～⑤に該当する方へ、7月上旬に登録申請書を郵送します。登録を希望する方は、同封の返信用封筒で申請書を提出してください。

●問い合わせ

ふくし課 内線124

ごみ出し支援を 希望する方へ

もえるごみを近くのごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯を対象に、ごみ出し支援を行っています。

●対象 もえるごみを自力でごみステーションまで搬送することが困難な方で、次の方のみで構成される世帯

・避難行動要支援者名簿に

登録されている方

・65歳以上の方

●支援の内容

玄関先など、事前に取り決めた場所に出された「もえるごみ」をごみステーションまで運搬します。

●手数料 1回50円

●申し込み ごみ出し支援申込書を区長、自治会長または地区民生委員へ

※申込書は環境課、各地区コミュニティセンターで配布または町ホームページからダウンロード

●問い合わせ

環境課 内線283

